

第26回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

第 2 6 回 和 光 市 農 業 委 員 会 総 会 日 程

平 成 2 8 年 8 月 2 6 日 (金 曜 日) 午 後 2 時 0 0 分 開 会

日 程 第 1 開 会

日 程 第 2 開 議

日 程 第 3 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 2 番 畑 中 昭 二 委 員 3 番 加 藤 親 次 郎 委 員

日 程 第 4 提 出 議 案 議 案 第 1 号 農 地 法 第 5 条 許 可 申 請 承 認 に つ い て

日 程 第 5 協 議 事 項 ① 9 月 の 農 業 委 員 会 総 会 の 日 程 に つ い て

② 平 成 2 8 年 度 県 外 視 察 研 修 に つ い て

③ そ の 他

日 程 第 6 諸 報 告 ① 会 長 専 決

② そ の 他

日 程 第 7 閉 会 午 後 3 時 1 5 分

出席委員（9名）

1番	柴崎幸夫君	2番	畑中昭二君
3番	加藤親次郎君	4番	吉田武司君
5番	山田春雄君	8番	田中明君
9番	萩原正弘君	10番	富澤貢一君
11番	石田秀樹君		

欠席委員（2名）

6番	加山和義君	7番	齋藤定男君
----	-------	----	-------

◎開会

◎開議

○事務局長（深野） 皆さん、こんにちは。

本日、加山委員、齋藤委員、から欠席の連絡が入っております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

○柴崎会長 こんにちは。

先日の暑気払い、皆様のご協力によりまして盛大に行うことができました。ありがとうございます。あの後から大分暑くなってきました、台風も1回来て、また来週の始めにまた来るという予報になっておりますが、皆さん十分に気をつけていただきたいと思います。

それでは、第26回和光市農業委員会総会を開催いたします。

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 まず、議事録署名委員ですが、2番、畑中昭二委員、3番、加藤親次郎委員にお願いいたします。

◎提出議案

議案第1号 農地法第5条許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、議案に移ります。

議案第1号 農地法第5条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

○事務局（高橋） それでは、議案第1号 農地法第5条許可申請承認について読み上げます。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 ありがとうございます。

議案第1号については、A委員が申請人になっております。和光市農業委員会会議規則第10号に、農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと議事参与の制限が定められています。このため、当議案の採決の終わるまでの間、A委員の退席をお願いいたします。

（A委員退室）

○柴崎議長 では、補足説明をお願いいたします。

○事務局（高橋） それでは、議案第1号について補足説明をさせていただきます。

本案件は、市街化調整区域内の農地を権利の設定を受ける者の資金で農地以外のものに転用するための申請です。

まず、申請の経緯について説明いたします。

賃貸人のAさんは、母親とともにこれまで新倉四丁目**番を初めとする所有農地を耕作されてきました。しかし、母親が高齢となり、2人での耕作が困難となっていた折に賃借人のBが、現在使用中の資材置場について土地所有者から返還を求められ、近隣で代替地を探していることを聞き及びました。そのため、賃借人の自己資金で自社施工により資材置場を造成し利用することで賃貸借契約の合意に至ったことから、資材置場を目的として転用の申請が出されました。

続いて、申請地の利用計画について説明いたします。

申請地は東側を開口部とし、出入り口に幅8メートルのゲートを設けます。場内全体は15センチの厚さで砕石を敷き転圧します。また、出入り口付近については厚さ20センチのコンクリート舗装で仕上げます。

周囲については、東側道路境界の一部と北側隣地境界は高さ2メートルの鋼板及び軽量合板、重量ブロック3段積みと、その上にネットフェンス1メートルを設置し、南側隣地境界と西側水路境界には高さ3メートルの鋼板及び軽量合板、重量ブロック3段積みと、その上にネットフェンス1メートルを設置予定です。

使用予定業者であるBは、土木工事、解体工事等を主たる業務とし、本店所在地は東京都練馬区土支田二丁目**番**号となります。

現在、練馬区大泉町一丁目**番**の資材置場と道を挟んでその向かい側にある練馬区土支田四丁目**番**号、練馬区土支田四丁目**番**号の月極駐車場2台を利用しておりますが、土地所有者から資材置場としている土地の返還を求められており、申請地を一括で借りて、単管パイプ5メートル200本、ブルーシート100枚、1.8メートル×0.9メートルのパネル100枚、クランプ100個、固定ベース100個、重機用アタッチメント7個、コンクリートガラ40立米、一般廃材40立米のほか、0.5トンピックアップ1台、2トンダンプ1台、2トンキャブオーバー1台、2.85トンダンプ1台、3トンダンプ1台、7.8トンダンプ1台、コンプレッサー車1台、油圧ショベル3台を収容予定です。

続きまして、許可要件との整合性ですが、申請目的実現の可能性については、まず他法令

との調整は必要ございません。また、計画の資金調達については工事見積書、資金調達計画書、残高証明書が提出されており、内容を確認しております。

次に、計画面積の妥当性ですが、現在使用している資材置場及び月極駐車場の合計面積約210平米に対して、申請地の面積は約840平米と4倍ほどの面積となっております。申請地においては、既存資材及び車両に加えて、現在工事現場に置いてある油圧ショベル3台とコンクリートガラ40立米、一般廃材40立米を収容予定とのことですが、この申請地の転用面積が妥当であるかどうかについてご審議ください。

周辺農地についてですが、北側及び南側が隣接しておりますが、鋼板、軽量合板、重量ブロック、ネットフェンス等の設置により砂利等の飛散を防除し、通風、日照等に配慮する予定です。

計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの運用を確約しており、影響は少ない見通しです。

隣地所有者の同意につきましては、北側隣地所有者のCさん、Dさん、南側隣地所有者のEさんより、いずれも条件を付して同意を得ております。CさんとEさんの条件については、軽量合板及び重量ブロック3段積みとその上にネットフェンスを設置するというものですが、Dさんについては、日照等耕作物に影響を与えることがないことという条件になっています。この件につきまして、許可申請がなされる前の段階でDさんの配偶者から、鋼板を設置しないことはできないのかという問い合わせがありましたので、隣地同意書が提出された後に念のため直接Dさんに電話をして確認いたしました。息子より、2メートルの鋼板を設置することについては理解をしており、何か耕作に影響が出た際には代理人に連絡をする予定だとのことでした。

また、現在、賃借人が使用中の練馬区市街化区域内の資材置場においてプレハブを設置しておりますが、和光市内では設置しないとのことで確約書を提出していただいております。

最後に、農地の区分についてですが、農地法施行規則第43条第2号、「申請に係る農地からおおむね300メートル以内に高速自動車国道の出入り口が存する」状況にあり、原則として転用が可能な第3種農地と判断できます。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案に関しまして参考人と呼んでおりますが、参考人に入ってもらう前に何かご意見、ご質問等があったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、参考人お願いします。

(参考人入室)

○柴崎議長 この議案の参考人といたしまして、Fさんに来ていただきました。Fさん、本日はどうもご苦労さまです。

○参考人(F) ありがとうございます。

○柴崎議長 本委員会では、提出された議案に関しまして説明と質問にお答えしていただきますようお願いいたします。

それでは、まず説明をお願いいたします。

○参考人(F) 今ご紹介いただきましたFです。よろしくをお願いします。

今回、議案として出させていただいたのが、借手のほうがBさんという会社なんです、当初1年ぐらいは、私に直接来たのではなくて、やはり同業者の不動産屋のほうから話があって、練馬で1年ぐらい探していたけれども、要するに見つからないと。どうしても見つからないので和光でどうですかと話があったので、貸主さんのほうからも、もう半年ぐらい前から誰かいいお客さんがいたら貸したいんだよ、貸したいんだよとよく言われていたので、ちょうどそれをご紹介してみましようかということで、借主さんと貸主さんと会っていただいて、見ていただいたたら非常に、ここでお世話になりたいというお話がありましたので、ではお互いに条件なんかもあるでしょうから詰めましようということで詰めていただいて合意に達したので、今回こうやって申請させていただくことになりました。

経過としては以上でございます。よろしくをお願いします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは質問に移ります。質問の回答は指名してからお願いいたします。

それでは質問のある方、お願いします。

吉田委員。

○吉田委員 隣地の方が鋼板を2メートル立てるということで、条件ということじゃないんですけども、何か支障があった場合には改善をしていただきたいということを仲介人の方に申出るといふふうになっていると思うんですけども、その辺は、もし隣地の方が耕作するに当たり支障が出た場合は対処していただけるのでしょうか。

○柴崎議長 Fさん。

○参考人（F） 一応2メートルにしてくださいと、北側のほうからそういう要請がございましたので、一応軽量合板という形で北側2メートルの囲いをさせてもらうということで、南のほうは了解いただきましたが、一応3メートル、要するに北側のほうは配慮してくださいということで要請がありましたので、1メートル低くさせてもらいました。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 確認なんですけれども、2メートルに配慮していただいてやって、その後ももう一回、もしその後不都合が出た場合は改善したいということを何か言われているらしいんですけれども、その辺は大丈夫なんですか。

○柴崎議長 Fさん。

○参考人（F） 大丈夫だと思います。一応は向こうから2メートルでいいですよと、3メートルは困りますけれども2メートルだったらいいですよという電話をいただきましたので。息子さんのほうから、そういうふうに電話がありました。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 ではもう一つ、コンクリートガラと一般廃材というのが約40立米ほど置くというふうになっているんですけれども、これは常に置くようになるんですか。

○柴崎議長 Fさん。

○参考人（F） いや常に置きません。一時的なものです。

工事現場で出たやつを一時持ってくると。それで2トントラックとか4トンになったら、もうそのまま運んでいくという形で、一時的なものです。

○柴崎議長 よろしいですか。

ほかに質問ある方。

ございませんでしょうか。

では私から。このコンクリートガラですけれども、積みおろしするときに結構ほこりとか出ると言うんですよ、目に見えない。その辺のところは十分注意し、周りに気をつけていただきたいのですけれども、結構ほこりが出ますから。ダンプとかでおろしたりとか、ユンボなんかでされたりすると。

○参考人（F） 工事中も十分配慮させていただきます。

○柴崎議長 お願いいたします。

他に質問ある方。

（発言する者なし）

○柴崎議長 よろしいですか。

それでは質問ないようですので、どうも本日はご苦労さまでした。ありがとうございました。

○参考人（F） ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

（参考人退室）

○柴崎議長 では、ご意見、ご質問等があったらお願いいたします。

加藤委員。

○加藤委員 A委員、前に利用権設定していると思うんですが、利用権設定している方がこういう形で自分の土地を、人の土地を借りて自分の土地を貸すというのは、何かハードルを設けたほうがいいんじゃないかと。

○事務局（渡辺） Aさんにつきましては、今現在は利用権設定については行われていない状況になっております。以前はされていたんですけれども、貸してくれた方の事由で解約をされておられる状況です。

基本的な考え方としまして、やはり認定農業者の皆様には耕作農地の拡大というところをお願いしていきたいというのが基本的なスタンスになるんですけれども、その時々状況によりまして、営農上やむを得ないといったような場合にはこういったことも発生するのかなとは思っております。今回の場合ですと貸手側、借手側の状況に応じて申請がなされたと判断しております。

基本的な考え方としては、認定農業者には、農地の保全に努めていただきたいというスタンスはあるんですけれども、それぞれのご事情によりやむを得ない点があるのかなということで、事務局は認識しております。

○柴崎議長 よろしいですか。

○加藤委員 分かりました。

○柴崎議長 ほかに。

畑中委員。

○畑中委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、このコンクリートガラと一般廃材、用途目的は資材置場となっていますけれども、こういう数量ですか、総量的なものというのは、一度ここに申請された場合は、後に検査することはないと思うんですけれども、この範囲以上に高く山に盛られちゃうとか、そういうことに対して何かそういうハードルみたいなものはあるんでしょうか。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局（高橋） 西部環境管理事務所に、その点については確認をとったんですけれども、雨風等をしのぐような形で周りを鋼板でしっかり囲ってれば、ここに置くこと自体は問題がないというような見解でしたので、この鋼板以上の高さに設置するというふうになると、それが風とかで飛んでしまうということになると思うのでまた問題が生じてくるかと思うんですけれども、そこにおさまるような形で置くということに関しては、問題がないものと理解しております。

○柴崎議長 よろしいですか。

○畑中委員 はい。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

よろしいでしょうか。

あとさっきの面積の関係なんですけれども、これはどういう扱いをしているのか、既存が210平米で今回が840平米、議論してくださいと。

○事務局（高橋） 今まで議案で上がってきた面積の妥当性について事務局からお話をさせていただいていたものに関しては、大体が今使っているところの面積と申請しているところの面積がほとんど同じぐらい、あるいは若干プラスアルファぐらいになるような面積だったんですけれども、今回、今使っているところの4倍の面積を使いたいということで申請があったので、事務局では、この点についてすぐに面積が妥当だということをちょっと判断いたしかねるところがありましたので、最初に面積についてご審議いただきたいということでご説明をさせていただきました。

今、このような土地利用計画図に基づいて今後配置されるということですので、このような配置の仕方ですと置くということで、この面積を使うということが妥当だというふうに判断されれば、計画面積の妥当性はあるのではないかとは思いますが、これだけ置くということであっても、スペースがまだ余っているんじゃないかという話であれば、またちょっとそこは面積の妥当性について議論といいますか、検討する余地が出てくるのかなと思っておりますので、その辺を踏まえて農業委員の皆さんで、今回こういう形で配置するというところで、ここの840平米近い面積を転用するということが妥当かどうかということをご審議いただければと思います。

以上です。

○柴崎議長 今ここに出ているトラックだとか、その数とかというのは一応チェックしている

のですか。

○事務局（高橋） 車検証の写しを事務局に提出していただきまして、それは県にも提出予定のものなんですけれども、一応ここにある車両、この図面でいきますと右上のところにあるものの車検証と、あと油圧ショベルと書いてあるものが3台分あると思うんですけれども、こちらについては車検証というものはないらしいんですけれども、以前に点検をしたときの点検チェック表みたいなものがあるということで、それを添付していただいて確認させていただいているところです。

○柴崎議長 実態としてはあると。

今、事務局から説明がございましたが面積の妥当性なんですけれども、どうでしょう。実態があるということで問題ないんじゃないかと思いますが、これでよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 では面積の妥当性ということについては、これでよろしいということにしたいと思います。

ほかにご質問よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思います。

この議案が許可相当ということで賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

（A委員入室）

◎協議事項

①9月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 続きまして、協議事項に移ります。

まず1番、9月の農業委員会総会の日程につきまして、事務局より説明お願いいたします。

○事務局（青木） 協議事項1、9月の農業委員会総会の日程についてですが、事務局案として、26日月曜日の午前9時半からと27日火曜日の午前9時半開始をご提案します。場所は、第2委員会室が空いておりますので、日程調整のほどよろしくをお願いいたします。

（「26日がいいです」の声あり）

○柴崎議長 26日がよろしいという意見がございますが、よろしいでしょうか。26日9時半から。

よろしいですか。では、26日9時半からでお願いいたします。事務局は準備忙しいでしょうけれども、お願いします。

②平成28年度県外視察研修について

○柴崎議長 それでは、2番、平成28年度県外視察研修について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（青木） 協議事項2、平成28年度県外視察研修についてということで、視察先、時期などについて委員の皆様から何かご意見等、もしくは視察先についてご希望等がございましたらお聞かせいただきたいと思っております。もしご希望等がなければ、事務局である程度候補を絞らせていただいて、調整させていただければと思っております。

参考といたしまして、過去3年間の視察先を申し上げます。

平成25年度は千葉県匝瑳市とふれあいパーク八日市場、平成26年度は茨城県常陸太田市水府愛農会と茨城県行方市の有限会社くらぶコア、昨年度は町田市農業委員会で遊休農地対策についての研修と秋川ファーマーズセンターを視察しました。時期は大体1月から2月に視察している形になります。

それでは、ご協議のほどよろしくをお願いいたします。

○柴崎議長 県外視察研修ですが、まず時期ですけれども、事務局で1月から2月ということで提案されたんですが、どうでしょうか。

よろしいですか、1月から2月、例年どおりですけれども。今からですと10月はまだ無理で、11月はまた農産物共進会がございまして、12月は年末で忙しいと思うので、とりあえず1月から2月ということでお願いいたします。

それから行き先ですけれども、ここがいいというのがございましたらお願いします。

これも事務局にお願いしてよろしいですか。

では、事務局お願いします。

何か皆さんでいいところがございましたら、事務局に連絡していただいて、そちらも検討してみたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

③その他

○柴崎議長 それでは、その他お願いします。

○事務局（青木） 協議事項その他ですけれども、3点ございます。

協議事項その他の1点目なんですが、和光市都市農業推進協議会の推薦についてでございます。

和光市長、部署は産業支援課農業振興担当になりますが、こちらから平成28年8月10日付和産第89号にて、和光市都市農業推進協議会委員2名の推薦依頼をいただいております。任期は、委嘱日から平成31年3月31日までとなっております。

現在は柴崎会長に委員をお願いしております。ご協議のほどよろしく願いいたします。

○柴崎議長 和光市都市農業推進協議会委員ですけれども、本年度から2名の推薦をお願いしたいということで依頼が来ております。どなたかやってみたいという方がいらっしゃれば、そちらの方をお願いしたいのですが、どうでしょうか。やりたい方いらしたら。

（「任期は3年ですか」の声あり）

○柴崎議長 改選になった場合、継続でやっている人はそのままですけれども、代わった場合はまた新たに人を選ぶと、そういう形になると思います。

では、1人は石田委員をお願いいたします。

他にいらっしゃらないようですので、継続で私もやらせていただきます。

それでは、私と石田委員をお願いすることといたします。ではよろしく願いいたします。事務局、次お願いします。

○事務局（青木） 協議事項その他の2点目ですが、和光都市計画生産緑地地区の変更についてということで、和光市長、部署は建設部都市整備課になりますが、こちらから意見照会の依頼が来ております。こちらは和光市農業委員会の意見照会を踏まえまして、埼玉県知事と協議を行い、縦覧期間を2週間ほど設けて、最終的には都市計画審議会で決定し告示するという流れになります。

農地の利用につきましては、都市整備課に買取申出をしてから農業委員会で農家だよりへの取得希望の周知期間1カ月等を含めて3カ月の所有権移転がない場合、行為制限は解除になりますので、この時点で都市計画審議会を待たなくても農地転用は可能となります。

それでは、内容についてご説明をいたします。地図をご覧くださいながら説明させていただきたいと思います。

それでは、和光都市計画生産緑地地区の変更（和光市決定）というホチキス留めした7、8ページの綴りのものをご覧ください。

2ページめくっていただきまして、第51号生産緑地地区についてという換地前のものになりますけれども、こちらからご説明いたします。

こちらにつきましては、主たる従事者の死亡によりまして買取申出が行われ、行為制限の解除がありました。一方で、和光市中央第二谷中土地区画整理事業の進捗に伴い、仮換地の使用収益が開始されたことによりまして、次ページの換地後に示されているように地区が51-1号と51-2号に分割され変更になっております。このうち51-1号の0.35ヘクタールは廃止となります。

続きまして、次ページの第58号生産緑地地区についてですが、こちらも主たる従事者の死亡によりまして買取申出が行われ、行為制限の解除がありました。換地によりまして面積及び区域の変更を行った上で廃止するという内容になります。

続きまして、第92号の生産緑地ですが、こちらも主たる従事者の死亡による行為制限の解除がありました。その後、開発行為に伴いまして地区の一部が市に道路用地として帰属されたため、道路を隔てると1団の土地とはみなされないことから地区が92-1号、92-2号、92-3号に分割され、それぞれ面積が変更になっております。また、最初の面積0.44ヘクタールのうち、これ1団で生産緑地だったんですが、このうち約0.15ヘクタールが削除となります。

最後のページをご覧ください。

第157号生産緑地地区につきましてはですが、こちらも主たる従事者の死亡に伴い行為制限が解除され、生産緑地地区はこのまま廃止となる内容となります。

今回の変更は以上となります。

新規の追加指定はないような形になります。

何かご意見等ございましたらおっしゃっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○柴崎議長 和光市都市計画生産緑地地区の変更ということで、これは以前議案として出ました主たる従事者の説明として議案として出たものですが、何かご意見、ご質問等があったらお願いいたします。

石田委員。

○石田委員 今回全部でどのくらい生産緑地が少なくなったんでしょうか。面積、合計わかりますか。

○事務局（青木） 合計は、ちょっと計算はしていなかったんですけども、第51号が0.35ヘクタールを廃止しております。第58号が0.13ヘクタールを廃止しております。第92号が0.15ヘクタールを削除しております。第157号が0.32ヘクタールの廃止となりますので、約1ヘクタールの減少です。

○柴崎議長 他にご質問があったらお願いいたします。

（発言する者なし）

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

では、生産緑地に関しましては以上といたします。

それでは事務局、次お願いします。

○事務局（青木） 協議事項その他の3点目ですが、確約書の件についてでございます。こちらお手元の確約書をご覧ください。

こちらは法定添付書類とはなっておりませんので、和光市独自の任意書類となります。最近の農地転用状況を見ますと、転用許可後に図面と異なる施工をしているケースやプレハブやトイレ等を設置しているケースが見受けられるようです。こういった場合に、許可後でありますので農地法の違反とは言えないかもしれませんが、次に許可を受けたいというときに地権者が不利益を被ってしまうことも考えられるので、確約書を添付することで少しでもその辺を抑止できればと思いますので、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

書面のほうは朗読いたしましょうか。

○柴崎議長 一応読んでください。

○事務局（青木） そうしましたら、中段から下あたりから、和光市、ここに地番が入りまして、何番地を資材置場・駐車場として使用するにあたり、下記のとおり確約いたします。

記

- 1、通行、近隣農地及び耕作者に迷惑をかけない。
- 2、使用期間中に建築物を設置及び建設しない。
- 3、工事及び許可後の土地利用については、土地利用計画図等に従って事業計画どおりに実施する。
- 4、その他の他法令を遵守し、問題が生じた場合には、行政側の指示に従い速やかに対処する。

という形で事務局案として仮に作成いたしましたので、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○柴崎議長 確約書ということで、前々月に提出を求めました。今まで誓約書という形で計画どおり行いますということで誓約書はあったんですが、具体的に内容というのは記されていなかったもので、今回、確約書ということで具体的な内容を書いて、違法行為を行われないようにしようということで、この確約書をつけるということで検討してみました。

こういうことでよろしいですか。皆さんの意見を伺いたいんですが、これから全部つけるということでよろしいでしょうか。

先ほど事務局でも言っていましたけれども、県では別にこういうものをつけるというか、そういうものはないんですが、和光市農業委員会といたしまして、歯どめが少しでもかけられることができればということで、ちょっと検討して、こういうものをつくるということで考えました。

よろしいでしょうか。

吉田委員。

○吉田委員 この確約書は和光市独自のものだと思うんですけども、何かこれに違反したり何かしたときにはペナルティーとかそういうのはあるんですか。効力は正式なものはあるのでしょうか。

○事務局（青木） 特に効力とまではないと思いますので、罰則などもないという形にはなりますけれども、強力なお願いという書類になるかと思います。強いお願いという形になると思います。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 添付書類は誓約書も入っているんですけども、それとはまた違う意味のものになるんですか。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局（高橋） 誓約書につきましては、県に提出する添付書類となっているんですけども、そちらは、申請目的どおりに転用を行いますというものになっておりまして、そういう違反をしませんよとかという内容については触れられていないものになっております。

先ほどもご説明いたしましたけれども、プレハブの設置ですとかそういう違反行為を行われてしまうケースがこここのところ多いものですから、そういったことにつきまして、通常であれば借りている人だけ守っていただくということで出していただければよいのかもしれないんですけども、貸す方にも責任はありますし、それから代理人として来ていただいている方にも、許可を得るまでの代理ということではなくて、あくまでその後もきちっと守って

くださいよということをして代理人として責任を持って伝えてくださいということで、そういう意味で代理人の名前も入れていただきたいと思います。先ほどもご説明しましたが、具体的に罰則規定とかそういうものはないんですけれども、これを出していただくことによって、もし何かあった場合には、これで確約書を出しているのにどういうことなんですかということで、きちっと改善をしていただくように指導する一つの根拠になるかと思えますし、その後、もし違反をしている状態で次に何か転用をされるといったときには、具体的にこういうものを出しておきながら違反をしているので、次の転用は許可されませんよということでお示しする一つの根拠になるかと考えております。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 転用許可の完了届が出されたら農業委員会の指導範囲から離れてしまうので指導できないということがありましたけれども、これをとることによって、その後も指導ができるというふうに考えてよろしいんですか。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局（高橋） やはり地目変更をされてしまいますと、農地という扱いではなくなりますので、直接的に指導できる立場ではないということに変わりはないかとは思いますが、ただそれまでの過程で、こういうものを出していただいて転用されるということになれば、もう地目が変わったんだから一切関係ないだろうということではなくて、責任持って転用後も、地目変更後もやってくださいねという一つの根拠といいますか、こちらから何か言える材料みたいな形にはなるんじゃないかなと思います。具体的にこれをもって必ずこうやれというところまで言えるかどうかはちょっとわからないんですけれども、ただこちらとしては、これを出しているんだから改善してくださいということは、少なくとも言えるんじゃないかなというふうには考えております。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 では今後これをとることによって、今までは言えなかったことが農業委員会から言えるということになるのかと思うんですけれども、あとほかにもう一つ、先ほど説明があったんですけれども、今まで違反をしてもう一回転用が出てきたというときに、それがあから今度は、こういうのがあからだめですよというふうに言えるようなことを今言っていましたけれども、実際でも前は、この審議の中で、この許可をもらったときのことは、今度の新しい許可をもらうときのところには反映しないというので一回協議したことがあると思うんですけれども、今度は、じゃこういうところでちょっと違反をしていた場合には、

次に出てきたときには、こういう確約書があって違反をしたのでだめですよというふうに言えるんですか。

昔、物件物件というか申請申請で判断するというので、違反があっても同じ違反をしていた人がもう1件許可申請をしたときには、それは違うものだから受けますというふうにたしか言っていたんですけれども、それが今度はできなくなるということですよね。これをもったら。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局（高橋） 恐らく4条、5条の判断の基準といいますか、考え方のところとの兼ね合いになってくるかと思うんですけれども、実はちょっと今、埼玉県から4条、5条の考え方について、ちょうど一年ほど前に農業委員会総会の場で議論の対象になっていたもので、一度県の考え方を聞いた上で、委員の皆様それぞれにお示しして、それで総会の場でいろいろご審議いただいている形ですけれども、そのところの考え方が、ちょっとまた県のほうで少し変わってきているみたいで、それについて、恐らく来月になるかと思うんですけれども、また具体的にご説明をさせていただきたいと考えているところであります。こういうものがあれば直接、例えば4条の場合であっても、実際に借りているということが書類として残っていれば、これは少なくとも借りているときにこういうものを出しているわけだから、それは改善しないと、次の許可を出せなくなりますよということの一つの判断材料といいますか、そういう形にはできるかなと思っているんですけれども、ただケース・バイ・ケースによって、ちょっとその辺は実際に、これがあるから、じゃこれは絶対にだめだとか、そうじゃないとかということまではちょっと言えないかもしれないので、その都度臨機応変に対応はさせていただきたいと思っております。

○柴崎議長 ほかにご質問ある方。

（発言する者なし）

○柴崎議長 よろしいですか。これから確約書をつけるということで、ご協力のほどお願いいたします。よろしく申し上げます。

◎諸報告

①会長専決

○柴崎議長 続きまして、諸報告、お願いします。

○事務局（青木） 諸報告1、会長専決。

今月の会長専決に関しましては、4条の届出が2件、5条の届出が6件となっております。
ただいま写真をお回しいたしますので、ご確認いただきたいと思います。

以上です。

(写真回覧)

○柴崎議長 ただいま写真が回り終わりましたが、ご質問等があったらお願いいたします。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、会長専決につきましては以上といたします。

②その他

○柴崎議長 その他、事務局お願いします。

○事務局(青木) 諸報告、その他。

その他につきまして、5点ほどございます。

1点目が、2016和光市民まつりへの模擬店出店につきまして、「じゃがべえ」の出店申し込みを行いましたので、ご報告をさせていただきます。詳しい内容につきましては、まつりが近づいてきましたら、いろいろとご協議いただく形になるかと思いますが、今年もよろしくお願いいたします。

2点目が、来週の月曜日の29日に羽生市で行われる農業委員研修会についてのご案内です。通知文でも送らせていただきましたが、こちらの和光市役所を11時に出発したいと思いますので、10時50分に市役所駐車場の下の段にバスが待機しますので、そのあたりに集合していただきたいと思います。もしご都合が悪くなった場合等は、事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

(「台風大丈夫ですか」の声あり)

○事務局(青木) 台風があるので、ちょっと場合によっては下の段にとめないようにお願いします。また、研修自体が中止になるかもしれないんですけども、中止の場合は、当日の朝、確認してご連絡しますので、よろしくお願いいたします。

○柴崎議長 次お願いします。

○事務局(青木) 続きまして3点目ですが、農業委員会の新制度への移行に伴います委員の定数の改正についてでございます。こちらは、資料がございますのでご覧ください。

国からの通知文になるんですが、「農業委員会の適切な新制度への移行について」という2枚綴りの資料になります。

こちらの説明をいたしますが、2ページ目の1枚目の裏面になりますが、こちらから改正についての具体的な考え方が示されていますのでご覧ください。

農業委員の推薦・募集等についてということで、4つ示されております。

1つ目が、委員選出の基本的な考え方についてになります。この中では、認定農業者等が委員の過半数を占めるようにすること、市町村議会が推薦をする者となることは、公平性、透明性を欠くものであるので慎むようにということが示されております。

2点目としまして、女性・若者の任命について示されています。女性や若者に募集に応じらうように積極的な働きかけを行うとともに、推薦・募集の結果、十分な数の候補者が出なかった場合は、募集期間を延長するなどの工夫をしてくださいとなっております。

3点目として、推薦・募集期間の考え方について示されております。委員の選出については、公平性・透明性を確保する観点から24日以上募集期間を設けてくださいとなっております。

4点目として、農業委員の報酬について示されております。

本日は、この中から、前回会長案としてお示ししました農業委員会委員の定数12名のうち議会の推薦についてでございます。こちらの国からの通知文書を踏まえて、先日、議会で協議をしていただいた結果、議会からは推薦しないという見解を示されたのでご報告いたします。

農業委員改選に伴う定数の関係については以上です。

○柴崎議長 定数ですが、今説明がございましたように、和光市農業委員会といたしまして、定数の中の割振とかそういうものは決めていないんですけれども、地域や議会からの推薦ということで12名ということで想定していたんですけれども、国からの指示がございまして、議会からは推薦はしないようにということがございました。それで、当初12名としておりましたが、それを1名減らして、現行どおり11名ということでお願いしたいと思うんですが、それでよろしいですか。

11名で、中身はこの間想定したような形で、議会からの候補者の推薦はいないという形でお願したいと思うんですが、詳細につきましてはまだ先になりますので、その辺詰めていきたいと思っております。

それから、あと女性と若い方を極力地域からでも入れてもらうような形でお願できればと思います。

基本的に農業委員会委員の定数は11名ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 農業委員会委員の定数11名に関しましては、12月議会に条例改正が提出される見込みですのでお願いいたします。

何かご質問があったらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 では以上といたします。

次をお願いします。

○事務局(青木) 諸報告、その他、4点目で鋼板設置に関する高さの制限についてという資料をご説明いたします。

こちらは前回の総会の中で、畑中委員から鋼板の設置についての高さについて、2メートルと3メートルという形で質問があったと思うんですけれども、それについて調べてみましたので、ご覧ください。

回答としましては、2メートルと3メートルの設置の要件はなかったということになるんですけれども、和光市都市整備課で景観計画というものがございまして、景観上、資材を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽等で遮へいするというようになっておりまして、堆積の高さが3メートルを超えると勧告基準が出てきますので、それより低く抑えてくださいという形になります。

それと西部環境ですが、環境の観点からいきますと、自動車リサイクル法という法律がございまして、こちら施設に係る基準としまして、人が容易に乗り越えたり、くぐり抜けたりしにくいものにするということで、高さ制限が1.8メートル以上ととなっております。使用済自動車や解体自動車を保管する場合の合板等の囲いを設置する基準になります。

そして、その積荷の高さについての基準が、その下にございますが、囲いから3メートル以内の部分は高さ3メートルまで、囲いから3メートルを超える部分は高さ4.5メートルまでという形で積んでもよい、その高さ以下に抑えるようにということになっております。

次に、建築課で建築基準法を確認しましたが、鋼板設置については高さの制限について2メートル、3メートルという規定はございませんでした。

という形で、高さについての制限はなかったということになります。

こちらの資料の説明は以上です。

○柴崎議長 西部環境管理事務所って、要するに県では、自動車に関する基準しかないのですね。

○事務局（青木）　そうですね。鋼板の設置に関する高さの制限については、こちらしかない形で、担当に聞いてみましたが、3メートルぐらいの鋼板というのはほぼ基準どおりみたいな、大体が3メートルで設置しているのではないのでしょうかというような形でした。

○柴崎議長　基本的に、だから高さは3メートルで、要するに鋼板も3メートルぐらいまでが限度ですと、大まかな考え方としてですね。

○事務局（青木）　考え方としては、3メートルまで標準ですよということです。

○柴崎議長　畑中委員、何かありますか。

○畑中委員　この調整区域なんですが、鋼板で囲む物件が多いみたいで、というのは時期的に台風とかが来て、前例もありますけれども、鋼板が倒れたりして道に出ている部分も多々、ちょっと畑のほうへ行ったときに見る場合があったので、当然鋼板をつくるのに建築確認とかなと思うので、業者の今までのケース・バイ・ケースで、基礎工事を多分やっていないと思うので、どうしても道に倒れていたり、隣の畑に出ちゃっている部分があったので、そういう建築基準法がないんでしたら、もう少ししっかりした施工の仕方みたいなものがあるのかなと思って、ちょっとそれで聞いたかったもので、それだけです。

○柴崎議長　基礎工事をやらなければいけないというのはないので、内側から鋼板が倒れないように補強する形が主な施工の仕方のようなですね。

○畑中委員　分かりました。

○柴崎議長　では、次お願いします。

○事務局（青木）　報告その他で最後ですが、6月の利用状況調査の対象になったところの中で改善されたところがございましたので、ご報告いたします。

今、写真をお返ししますのでご確認ください。

改善されたところが、Gさんの調整区域の新倉三丁目と新倉七丁目です。あとHさんのところ、それからIさんのところ、Jさん、Kさん、下新倉六丁目になります。下新倉三丁目のLさんのところと、こちらが今回改善されております。

○柴崎議長　利用状況調査について何かご質問、よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長　では、利用状況調査については以上とします。

次お願いします。

○事務局（青木）　その他は以上です。

○柴崎議長　それでは、委員の皆さんから何かございましたら、よろしいですか。

○萩原委員 1件、ビニールの収集があるじゃないですか。それ認定農業者と認定農業者じゃない人の差があるのはあるんですけども、認定農業者の方がお金を払ってもいいから回数を増やしてくださいということと言われたんですけども、どうなんですか。

○事務局（渡辺） 農業用廃プラスチックの収集処理事業についての内容だと思いますが、今現在、先々月の総会の中でもお話しさせていただきましたが、収集に係りまして認定農業者の方の処理手数料を免除させていただいている措置を講じております。これが一般ですとキロ当たり10円という形での手数料になるんですけども、こちらにつきまして、先日の総会の中でも一律にすべきといったようなご意見も頂戴しておりますので、いま一度内部で検討して、翌年度以降の実施の中で反映させていきたいと考えております。

回数を増やしてほしいという要望についてですけども、今年度につきましては予算を見ながら、来年2月ぐらいに実施できればと考えております。金額につきましては、来年度以降の課題にさせていただきまして、今年度ももう一度実施できるように努めてまいりたいと思いますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○柴崎議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

それでは閉めたいと思います。

◎閉会

○柴崎議長 長時間にわたりまして慎重審議ありがとうございました。

29日、県の研修会よろしく願いいたします。

それでは、第26回和光市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時15分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成28年10月20日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 畑中 昭二

署名委員 加藤 親次郎